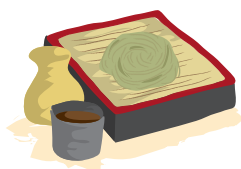
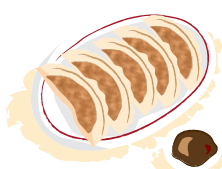


生活衛生関係営業 のみなさまへ 生活衛生融資のご案内

麺類店



中華料理店



すし店



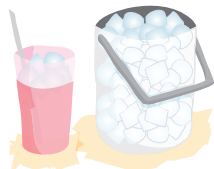
料理店



その他飲食店



社交業



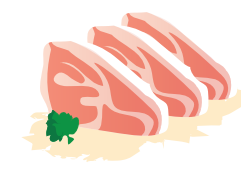
喫茶店



冰雪販売業



食肉販売店



食鳥肉販売店



理容店



美容店



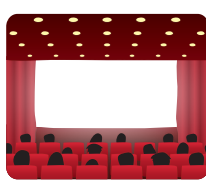
公衆浴場



旅館・ホテル



興行場



クリーニング店



お問い合わせ先

事業資金相談ダイヤル
※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



0120-154-505

行こうよ！ 公庫

※音声ガイダンスの後に「0」または「1」を選択してください。
〔受付時間〕 平日9：00～19：00（国民生活事業）

ご利用いただける方（対象業種・事業規模）

- 生活衛生関係の事業^(注1)を営む方で、次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。
- 長期のご返済で、固定金利です。なお、お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

対 象 業 種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人） ^(注2)
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 サウナ営業 その他公衆浴場業 ^(注3)	5,000万円以下	100人以下
食肉販売業 食鳥肉販売業 冰雪販売業	5,000万円以下 卸売業は1億円以下	50人以下 卸売業は100人以下
旅館業 ^(注4)	5,000万円以下	200人以下
興行場営業 ^(注5)	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

（注1）「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、国民生活に密着した営業として衛生水準の維持向上、健全な経営等が規定された事業です。

（注2）3か月以上の期間を定めて継続雇用されている従業員の方の数をいいます（法人企業の役員ならびに個人企業の事業主および家族従業員は含みません。）。

（注3）その他公衆浴場業の方は、令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害を受けた方に限ります。）および令和6年能登半島地震特別貸付（直接被害を受けた方に限ります。）ならびに生活衛生改善貸付（運転資金に限ります。）に限りします。

（注4）旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となります。

（注5）映画、演劇または演芸にかかるものに限りします。

一般貸付・振興事業貸付

- 一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方全般、振興事業貸付は振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業 種	一般貸付 (注1)	振興事業貸付(注2)(注3)	
	融 資 限 度 額		
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業(一般貸付に限ります。)	7,200万円	1億5,000万円	全業種 5,700万円
一般公衆浴場業	3億円 (2施設以上の場合は4億8,000万円)	1億5,000万円 (一般貸付とは別枠)	
旅館業	4億円	7億2,000万円	
興行場営業 サウナ営業 (一般貸付に限ります。)	2億円	7億2,000万円	
クリーニング業 (注4)	1億2,000万円	3億円	
全 業 種	ご返済期間 (うち据置期間) (注5)		
	13年以内 (1年以内) (注6) 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)

（注1）一般貸付には、都道府県知事の「推せん書」が必要です（設備資金の申込金額が500万円以下の場合は不要です。）。

（注2）振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

（注3）振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

（注4）クリーニング業（洗たくを実施）からクリーニング取次業に業態転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります（ただし、融資限度額は設備資金・運転資金とも4,800万円）。

（注5）ご返済期間はお使いみちによって異なります。

（注6）ご返済期間が7年超の場合は、据置期間が2年以内となります。

特 例 貸 付

- 一定の要件を満たす場合、一般貸付または振興事業貸付の融資限度額に金額の上乗せや利率の引下げなどを行う特例貸付がご利用いただけます。

融資制度	お使いみち	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
防災・環境対策資金 （環境対策関連貸付）	店舗の防火安全の確保などに必要な設備資金	一般貸付・振興事業貸付の融資限度額に上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内（2年以内） 一般公衆浴場業は30年以内（2年以内）
生活衛生新企業育成資金 （新企業育成・事業安定等貸付） （注）	生活衛生関係の事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方が必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付の設備資金・運転資金それぞれの融資限度額に上乗せ 1,500万円	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 10年以内（5年以内）
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金 （新企業育成・事業安定等貸付） （注）	事業を承継するために必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付の設備資金・運転資金それぞれの融資限度額に上乗せ 1,500万円	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 10年以内（5年以内）
福祉増進資金 （健康・福祉増進貸付）	バリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗にするために必要な設備資金	一般貸付・振興事業貸付の融資限度額に上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内（2年以内） 一般公衆浴場業は30年以内（2年以内）

（注）振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方であって特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

特 別 貸 付

- 経営基盤の強化、返済負担の軽減、企業の再建および財務体質の強化を図るための資金としてご利用いただけます。

融資制度	ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
経営環境変化対応資金 （生活衛生セーフティネット貸付） （注1）	中東情勢の変化などの外的要因により、一時的に業況が悪化しているが、中長期的には、業況が回復し発展することが見込まれる方（運転資金に限ります。）	7,200万円	10年以内（3年以内）
危機対応後経営安定資金 （生活衛生セーフティネット貸付） （注1）	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じているが、中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれる方（運転資金に限ります。）	別枠 7,200万円	20年以内（2年以内）
生活衛生企業再建資金 （生活衛生企業再生貸付） （注1）	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方（運転資金に限ります。）	別枠 7,200万円	20年以内（5年以内）
生活衛生資本性ローン （生活衛生挑戦支援 資本強化特別貸付） （注2）	創業や事業再生などに取り組む方で、財務体質の強化を図る方（地域経済の活性化にかかる事業を行うなど、一定の要件を満たす必要があります。）	別枠 7,200万円	5年1ヵ月以上20年以内 （期限一括返済、 利息は毎月払）

（注1）振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

（注2）本制度による融資については、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます。

生活衛生改善貸付

○小規模事業者で生活衛生同業組合などの経営指導を受けている方にご利用いただけます。(注)

お使いみち	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
設備資金、運転資金	2,000万円	10年以内（2年以内）

(注)小規模事業者(従業員数5人以下(旅館業および興行場営業は20人以下))であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

生活衛生令和6年能登半島地震特別貸付

○令和6年能登半島地震等(注1)の被害を受けた方にご利用いただけます。

ご利用いただける方	融資限度額	ご返済期間（うち据置期間）
地震等により直接被害を受けた方(注2)(注3)	6,000万円 (各種融資制度に上乗せ)	設備資金：20年以内（5年以内）
地震等により間接被害を受けた方		運転資金：15年以内（5年以内） (注4)
地震等によるその他被害を受けた方(注5)	別枠 7,200万円	運転資金：15年以内（5年以内）

(注1)「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」および「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいいます。

(注2)「令和6年能登半島地震による災害」は、新潟県、富山県、石川県または福井県に事業所を有している方が対象です。

「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は、石川県に事業所を有している方が対象です。

(注3)災害による停電や断水等のインフラ断絶により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方を含みます。

(注4)直接被害または間接被害を受けた方は、適用する融資制度に定めるご返済期間が本制度のご返済期間より長い場合、当該ご返済期間が適用されます。

(注5)振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方に限ります。

※そのほかに、東日本大震災の被害を受けた方および令和2年7月豪雨の被害を受けた方にご利用いただける融資制度がございます。

各種融資制度とあわせてご利用いただけます。(注)

融資制度・特例制度	ご利用いただける方	融資限度額	特 徴
振興事業促進支援融資制度	生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方	各種融資制度に定める融資限度額	各種融資制度に定める利率－0.15% (生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、各種融資制度に定める利率－0.30%)
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方		各種融資制度に定める利率－0.65% (雇用の拡大を図る場合は、各種融資制度に定める利率－0.9%)
賃上げ貸付利率特例制度	従業員の賃上げを行う方		各種融資制度に定める利率－0.5% (当初2年間)
経営者保証免除特例制度	経営者の保証を不要とする融資を希望される方であって、一定の要件を満たす方		経営者の保証を免除 (各種融資制度に定める利率が適用され、上乗せ利率はありません。)

(注)ご利用いただく融資制度によっては、併用できない場合がございます。

(注) 各種融資制度の内容は令和8年4月8日時点のものです。

ご利用の手続き

ご相談

- 融資制度、お申込手続きなどのお問合せはチャットボットまたはお電話にて承っております。お気軽にご相談ください。※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

■事業資金お問合せチャット

ご利用はこちら



お問合せ担当の“みちびくん”です！
融資に関しては、まず私にご相談ください。
24時間365日承ります！



■事業資金相談ダイヤル 行こうよ！

公庫



0120-154-505

※音声ガイダンスの後に「0」または「1」を選択してください。
※受付時間は、平日9:00～19:00となります(国民生活事業)。

- 支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。
(オンラインでのご相談も承っております。)

予約相談はこちら



振興計画認定組合の組合員の方

生活衛生同業組合へ
「振興事業に係る資金証明書」の
交付依頼をしてください。

生活衛生同業組合とは、業種ごとに都道府県単位で組織された同業者団体で、創業計画の策定や営業に関するアドバイスなど、組合員をサポートしています。

左記以外の方

生活衛生営業指導センター
または都道府県へ「推せん書」(注)の
交付申請をしてください。

(注) 設備資金の申込金額が500万円以下の場合には不要です。

生活衛生営業指導センターとは、各都道府県に1つずつ設置された公益財団法人で、衛生水準の向上や健全経営のための相談、情報提供などを行っています。

お申込

- お申込はインターネット申込をご利用ください。
(郵送によるお申込も承っております。)
- ※お申込に必要な書類は次のページをご確認ください。



インターネット申込はこちら

ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話を伺います。
ご面談の際は、営業状況(計画)や資産・負債がわかる書類などをご準備いただきます。
- 店舗や工場をお訪ねすることがございます。
- オンラインでのご面談も承っております。

ご融資

- ご融資の決定後、ご契約に必要な手続きをご案内いたします。
- ご契約手続きについては、日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)をご利用ください。
- ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。



電子契約サービスはこちら

ご返済

- ご返済は原則として月賦払いです。

(注) 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

各種融資制度やお手続きの流れについて
詳しく知りたい方は、二次元バーコードから
日本公庫ホームページをご確認ください。



各種融資制度はこちら



ご利用の手続きはこちら

お申込に必要な書類

- お申込はインターネット申込をご利用ください（郵送によるお申込も承っております。）。
（インターネット申込のポイント）

▼インターネット申込はこちら



インターネット上で
完結します

来店・郵送に比べ
スピーディーに完結します

24時間365日
いつでもお手続き可能です

個人営業の方	☐ 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	☐ 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） ☐ 最近の試算表 （決算後6ヵ月以上経過している方または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の方	☐ 見積書
はじめてご利用になる方	☐ 創業計画書（新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方） ☐ 企業概要書（創業計画書をご提出いただく場合、企業概要書のご提出は不要です。） ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方） ☐ お客さま（法人の場合は代表者の方）の運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ） ☐ 許認可証
電子契約サービスをはじめてご利用になる方	☐ 日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書 ☐ 送金先口座の預金通帳（表紙・見開き1ページ目） （返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合、送金先口座の預金通帳のご提出は不要です。）
一般貸付をご利用になる方	☐ 都道府県知事の「推せん書」（設備資金の申込金額が500万円以下の場合は不要です。）
振興事業貸付をご利用になる方	☐ 生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」 ☐ 「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写し （生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金の場合は、裏面の「生産性向上に係る事業計画書」を含みます。）

※ExcelやPDF等の電子データをご準備ください。創業計画書、企業概要書などの各種書式は日本公庫ホームページからダウンロードいただけます。
※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、上記書類とあわせて「借入申込書（国民生活事業用）」をご提出ください。
※生活衛生改善貸付をはじめ、各種融資制度によっては手続きや添付していただく書類が異なる場合がございます。

日本公庫ダイレクトアプリのご案内

各種お手続きが可能で、経営お役立ち情報などを提供している日本公庫ダイレクトがアプリでもっと身近に。ぜひご利用ください。

▼詳細はこちら

- 借入申込をかんたん便利に
- お取引状況の確認や証明書発行ができる
- 経営に役立つ情報をメールでお届け



LINE公式アカウントのご案内

経営の“プラス”になる情報をお届けします。ぜひ「友だち追加」をお願いします。

▼友だち追加はこちら



LINE ID検索
@jfc_kokumin



ご注意

当公庫と関係のない業者が「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけたりする事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

■ 最寄りの支店



日本政策金融公庫
国民生活事業

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載・転用はお断りします。
（令和8年5月）